

吸収分割契約に関する事後開示書面

2020 年 1 月 22 日

株式会社サニーサイドアップグループ

株式会社サニーサイドアップ

2020 年 1 月 22 日

株式会社サニーサイドアップグループ
(旧商号：株式会社サニーサイドアップ)
代表取締役 次原 悦子

株式会社サニーサイドアップ
(旧商号：株式会社サニーサイドアップ分割準備会社)
代表取締役 次原 悦子

会社分割（吸収分割）に係る事後開示書面

(吸収分割会社／会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 801 条第 3 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

株式会社サニーサイドアップグループ（2020 年 1 月 1 日付で「株式会社サニーサイドアップ」から商号変更。以下「分割会社」）及び株式会社サニーサイドアップ（2020 年 1 月 1 日付で「株式会社サニーサイドアップ分割準備会社」から商号変更。以下「承継会社」）は、2019 年 8 月 23 日、分割会社の取締役会決議及び承継会社の取締役の決定を経て、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする会社分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）を締結し、その本件吸収分割契約に基づき、分割会社が営む P R 業（本社・管理部門にかかる機能を除く。）に関して有する権利義務の一部を承継会社へ承継させる本件分割を実施しました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項及び会社法第 801 条第 3 項並びに会社法施行規則第 189 条の規定に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2020 年 1 月 1 日

2. 吸収分割会社である分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び同条第 4 項の規定により、2019 年 12 月 11 日付で、分割会社の株主に対し、吸収分割を行う旨並びに承継会社の商号及び住所を電子公告により公告いたしましたところ、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社には、会社法第 787 条第 1 項の規定による新株予約権の買取請求を行うことができる新株予約権者はおりません。従って、分割会社は同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本件分割に伴い承継会社が分割会社から承継した債務は、重畳的債務引受の方法により承継を行ったため、会社法第 789 条第 1 項の規定により、同条第 2 項及び第 3 項の手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社である承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

本件分割において、承継会社の株主から、会社法第 796 条の 2 に基づく差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

承継会社の唯一の株主である分割会社は、承継会社の特別支配会社（会社法第 468 条第 1 項）に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません（同法第 797 条第 2 項第 2 号）。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2019 年 11 月 5 日付で承継会社の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2020 年 1 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約の定めに従い、同社が営む P R 業（本社・管理部門にかかる機能を除く。）に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

5. 吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 1 月 6 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

特に該当するものではありません。

以上